

全員お手続きする必要があります

令和6年度就学支援金のお知らせ

◆令和6年7月～翌年6月分の手続きについて

○4月に令和6年4月～6月分の手続きをしていただいたところですが、**令和6年7月～翌年6月分の手続きにつきまして、オンラインにより申請していただきますようお願いいたします。**

なお、オンライン申請の手引きは学校のホームページに掲載していますので、該当の手続き分をご確認ください。

◆オンライン申請の方法は？＜提出期限：令和6年7月12日（金）＞

【就学支援金を受給している方】

○保護者等情報に変更が“ない”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～継続届出編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

○保護者等情報に変更が“ある”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～継続届出編～ と ～変更手続編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

保護者等情報に変更がある場合とは？

保護者の変更（離婚/再婚）、課税地の変更（令和5年中に引っ越した場合など）、収入状況提出方法の変更（前回は課税証明書で申請したが、今回は個人番号を入力して申請するなど）、生活扶助の受給有無の変更など

【就学支援金を受給していない方】

e-Shienオンライン申請手引き ～新規申請編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

△ **申請を希望しない場合も「申請する意思がない」旨の登録が必要です**

高校生約8割が受けています！
両親の年収目安約910万円
返還不要！！

（参考）就学支援金制度とは？

◇申請することで受給することができます。学校が国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります。（就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇対象となる世帯は？

○「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額^{*}」の両親分合計が304,200円未満の世帯（※名古屋市は、市町村民税の「調整控除の額」に3/4を乗ずる）

○生活保護を受給している世帯の方

問 合 せ 先 愛知県立西春高等学校（藤井）
事務室電話 0568-23-6166